

## 有田町における小中学校の適正規模（案；たたき台）

有田町においては、地域性や歴史的、地理的な成り立ちを考慮しつつ、一定の集団規模は必要という考えに立ち、適正規模の基本的な考え方を次の案のとおり掲げる。

### ◆ 小中学校の適正学級数（案）◆

- ・小中学校の学級数は、学校教育法施行規則に基づき、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。  
（小学校：1 学年 2 学級から 3 学級、中学校：1 学年 4 学級から 6 学級）
- ・ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。